第　１１　号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例及び東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例及び東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例及び東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

（熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第１条　熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和３１年熊本県条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２７号を次のように改める。

(27)　災害応急作業等手当

第２５条の１６の見出しを「（災害応急作業等手当）」に改め、同条第１項中「公共土木施設災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に、「異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）」を「次に掲げる作業」に改め、同項各号を次のように改める。

(1)　異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）

ア　河川の堤防等

イ　道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４６条第１項（第２号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

ウ　港湾施設

(2)　前号に掲げる作業に相当すると知事が認める作業

第２５条の１６第２項中「（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業にあっては、１，４４０円）」を削り、同項各号を次のように改める。

(1)　前項第１号の作業　作業の種類に応じて次に掲げる額（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業にあっては、１，４４０円）

ア　巡回監視　９５０円

イ　応急作業等　１，４４０円

(2)　前項第２号の作業　１，４４０円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて知事が定める額

第２６条第２項の表中「公共土木施設災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に改める。

（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正）

第２条　東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成２３年熊本県条例第５７号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出し中「公共土木施設災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に改め、同条第１項中「公共土木施設災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に、「同条第２項括弧書」を「同条第２項第１号括弧書」に改め、同条第２項中「に規定する」を「に掲げる」に、「公共土木施設災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に改め、同条第３項中「公共土木施設災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、令和８年７月２８日から適用する。

（提案理由）

令和８年熊本地震の発生を踏まえ、特殊勤務手当の支給対象を拡大することに伴い、公共土木施設災害応急作業手当の名称を見直す等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。